「プレスポしぶや」ランニングステーション会員規則

第１条（定義・適用）

「プレスポしぶや」ランニングステーション会員規則（以下、「本規則」という）は、PLAY！SPORTS SHIBUYA パートナーズが運営する「プレスポしぶや」（以下、「本ランステ」という）の会員ならびに本ランステの入退会に関して適用します。

第２条（目的）

本ランステは、スポーツに対する正しい理解と関心を深め、運動を通じて健全な心身の育成と会員相互の親睦を図るとともにスポーツの発展に寄与することを目的とします。

第３条（管理運営）

本ランステの運営・管理（メンバー資格の変更、会費・諸費用の収受、本規則の変更等の手続きを含む）は、指定管理者の PLAY！SPORTS SHIBUYA パートナーズ（以下、管理者という）が行います。

第４条（会員制）

本ランステは、会員制とし、会員はすべて、プレスポしぶやの会員区分のいずれかに登録され、本規則・細則・施設利用規則（以下、「諸規則」という）に基づいて利用できます。

第５条（入会）

本ランステに入会できる方は、下記の各号に該当する方とします。

（1）本規則及び施設利用約款を承認し、入会を希望する方

（2）医師から運動を禁止されていない方

（3）暴力団等反社会的行為を犯す恐れのある団体等に関係していない方

（4）その他、管理者が認める方

第６条（入会手続き）

本ランステへの入会希望者は、本規則に同意のうえ、下記の各号に定める手続きを行わなければなりません。

(1)所定の申込方法により入会申込を行い、「仮会員」となります。管理者が入会を承諾したうえで、会員区分に従って管理者の定める所定の費用等を支払うことをもって会員資格を取得します

(2)「仮会員」の有効期限は、登録日より 2 ヶ月とします。その間に管理者が入会を承諾しない場合は、仮会員登録を抹消します

（3）前号に定める入会申込を行った場合でも、本ランステが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程および審査の内容は開示されません

(4) 未成年の方が入会しようとするときは、本ランステが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申込みいただけます。この場合、親権者は自ら会員になった場合と同様に、本規則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします

(5) 未成年について定めた前号の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します

第７条（会費・入会金等）

会員は、管理者が定めた会費・入会金等（以下、「料金等」という）を管理者に支払わなければなりません。

(1) 料金等の額、支払時期および支払方法は管理者が別に定めます

(2) 一旦支払われた会費は、法令の定め、または本ランステが認める理由があった場合を除き、返還しません

第８条（料金等の変更）

管理者は、社会経済情勢の変動に応じて、料金等を変更することがあります。

第９条（本規則等の遵守）

会員は、本規則および細則等を遵守するものとします。

第１０条（損害賠償責任免除）

本ランステの諸施設の利用中に生じた会員の人的、物的事故について、管理者はその原因に責がある場合を除き、一切、損害賠償の責を負いません。

第１１条（会員の損害賠償責任）

会員が、本ランステ利用中、自己の責に帰すべき事由により、管理者または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任の責に任ずるものとします。

第１２条（会員資格の相続・譲渡）

本ランステの会員資格は、他に相続・譲渡することはできません。

第１３条（変更・退会の場合）

会員は、届出住所連絡先等、入会申込書記載事項に変更があった場合は、15 日までに管理者に届け出なければなりません。

(1) 15 日が休館日の場合は翌営業日に管理者に届け出なければなりません

(2) 会員が退会を希望する場合は、所定の届出用紙に記入のうえ、会員証を添えて 15 日までに管理者に届け出なければなりません

(3) 会員の休会制度はありません。退会届を届け出なければなりません

第１４条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、その会員資格を喪失し会員としての如何なる権利をも喪失します。

(1)　退会届を提出したとき

(2)　本人が死亡したとき

（3）　除名されたとき

第１５条（会員除名・資格停止）

会員が次の各号の一つに該当する場合は、管理者は、その会員を除名あるいはその会員資格を停止することができます。

（1）料金等の支払いを怠った場合

（2）本ランステの名誉を毀損、また他の会員に著しく迷惑となる行為があった場合

（3）故意に本ランステの施設、設備を破損した場合

（4）諸規則に違反した場合

（5）本ランステ内において商行為を行った場合

（6）違法行為あるいは社会道徳を著しく逸脱する行為があった場合

第１６条（未払いの請求）

管理者は、本規則による、本会員資格を喪失した後も、料金等の未払い金を請求することができます。

第１８条（施設の閉鎖）

管理者は、下記の各号の場合、施設を閉鎖することができます。

（1）天災・地変、その他の理由により施設の利用が不可能と認められるとき

（2）運営上、重大な理由があるとき

第１９条（休業）

定期休業、施設設備点検その他のやむを得ない事由により、休業することがあります。

（1）予定されている場合には、その旨を事前に提示します

（2）会員は、この場合でも料金等の請求や免除は認められません

第２０条（諸規則の改正）

管理者が必要と認めた場合は、諸規則の改定を行うことがあり、この場合、改正した内容は会員すべてに及ぶものとします。

第２１条（その他）

その他本規則に定めない事項が発生した時は、その都度管理者が定めるものとします。

【細則】

第１条（会員証）

管理者は、会員に対して会員証を発行し、会員は、次の各号のとおり会員証を取り扱うものとします。

（1）会員は、本ランステを利用する時は、会員証を提示しなければなりません

（2）会員証は会員本人のみが使用でき、他の人に貸与あるいは譲渡することはできません

（3）会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに管理者へ届出、再発行の手続きをとらなければなりません

第２条（月会費）

会員は、料金システムに基づき、料金等を支払うものとします。

（レンタル料金を含みます）

料金表（月会費）		
種別	金額	対象者
ランニングステーション会員	3,300円（税込）	渋谷区在住・在勤・在学者

※消費税にかかわる法律が改正された場合は改正後を適用します

第３条（月会費の支払期日）

月会費の支払期日として、毎月 25 日に翌月分を前納していただきます。

第４条（ロッカー利用）

会員は以下の通り、ロッカーを利用しなければなりません。

（1）ロッカー利用時は、ロッカーの鍵の管理もすることとします

※施設外に鍵を持ち出すことでできません

（2）ロッカーでの紛失、盗難について管理者は一切責任を負わないものとし、会員はこれについて異議を申し立てることはできません

【施設利用規則】

第１条（利用）

会員は、管理者の定める諸規則に従って施設を利用することができます。

第２条（施設内における厳守事項）

会員は以下の厳守事項を守らなければなりません。

（1）利用施設内は全て禁煙です

（2）酒気を帯びた方の入場はお断りします

（3）施設内におけるビデオ撮影・写真撮影は原則としてお断りします

（4）本ランステ利用時は、従業員の指示に従ってください

第３条（貴重品の取り扱い）

会員は以下の通り、貴重品を取り扱わなければなりません。

（1）貴重品は各自で保管してください

（2）施設内における紛失・盗難事故について管理者は、一切責任を負いません

2022 年 3 月 1 日

制定